

広島県農業会議第7回常任会議員会議議事録

1. 開催日時 平成21年10月16日(金) 午後1時30分から2時40分

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(17人)

1番 渡辺眞作	2番 梶原安行	3番 佐々木信幸
4番 林 武彦	5番 重光照久	6番 近廣多郎
7番 榎原勝正	8番 大元活男	9番 石田文雄
11番 中原輝雄	12番 福本正彦	13番 ト部百合子
14番 小泉俊雄	15番 高橋敬明	17番 安井裕典
18番 滝口季彦	19番 中村雅宏	

4. 欠席会議員(3人)

10番 中谷憲登 16番 山口泰治 20番 西岡恒治

5. 議 事

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6. 報告事項

(1)平成21年度全国農業委員会会長代表者集会スケジュールについて

7. 意見交換

(1)耕作放棄地再生利用緊急対策と農地有効利用支援整備事業
の実施状況について

8. 県及び市町農業委員会職員

県農業経営課 主査 吉長光一郎
〃 主任専門員 長嶺 孝
〃 主任主事 平野 恵子
広島市農業委員会 主査 今村好司
呉市農業委員会 係長 上原二郎
三原市農業委員会 次長 北山静美
庄原市農業委員会 主任 岸 泰弘
東広島市農業委員会 主任 平沢成典
北広島町農業委員会 主任 下杉昌樹
土地改良事業団体連合会 次長 井居秀隆

9. 農業会議事務局職員

事務局長 木原政弘
次長 江上正一
主任 平山太郎

10. 議事内容

事務局	ただ今から、平成21年度第7回常任会議員会議を開会いたします。開会にあたり、会長が、御挨拶を申し上げます。
会 長	(あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、これより会議に入ります。 事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。 会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。会長よろしくをお願いします。

議 長	それでは、私が議長を務めさせていただきます。 本日の出席会議員数を報告いたします。 常任会議員総数20人、うち本日の出席は17人です。 出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。 議事録署名者を、私の方から指名いたします。1番●●会議員、 17番●●会議員に、お願いいたします。よろしくお願いいたします。 これより審議に入ります。 今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。
事務局	(議案4ページから13ページについて説明する)
議 長	ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。 (発言なし)
議 長	それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。 関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。 それでは、東広島市農業委員会からお願いします。
東広島市農業委員会	東広島農業委員会です。 資料1の3ページ及び資料3の1ページも併せてご覧ください。 ①番の案件について説明します。 ●●氏によります、貸資材置場及び貸駐車場への転用事案です。 ●●氏は、東広島市黒瀬町に居住しています。 この度、資材置場及び駐車場として本申請地を転用し、建設会社に貸し付けようとするものです。 申請地は、●●地区として昭和61年から平成7年にかけて実施された県営ほ場

整備事業により整備された第1種農地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、外に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは、除外見込みです。以上です。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて35件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長

ご質問がないので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員

異議なし

議 長

異議なしの声がありましたので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、広島市農業委員会からお願いします。

広島市

広島市農業委員会です。

農業委
員会

資料1の6ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

①番と②番については同一案件ですので、一括して説明致します。

社会福祉法人●●によります、駐車場整備に係わる転用事案です。

社会福祉法人●●は、広島市安佐南区に介護老人保健施設を置く社会福祉法人です。

現在、駐車場が不足しているため、申請地を取得して駐車場として整備しようとするものです。申請地は、安佐動物公園から南約2キロメートルに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。なお、宅造許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ております。以上です。

三原市
農業委
員会

三原市農業委員会です。

資料1の7ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1番の案件について、説明します。

有限会社●●によります、工事用資材置場に係わる一時転用事案です。有限会社●●は、三原市に本店を置く土木建設業者です。この度、三原市●●町内での公共下水道工事に伴い、資材置場として利用するため、申請地を平成22年8月31日まで一時転用しようとするものです。転用後は農地に復元することとしています。

申請地は、●●地区第1工区として、昭和48年から51年にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された甲種農地で、農振農用地区域内農地です。周辺の農地は、甲種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく工事現場に近接した本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第1条の18第1項第1号「仮設耕作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として農振農用地区域内の不許可の例外に該当致します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問致しました。以上です。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。

資料1の10ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番と2番については同一案件ですので、一括して説明します。

財団法人●●によります、保育所への転用事案です。

申請人は庄原市内の財団法人で、保育所の運営等を営んでいます。

この度、現在の保育所が老朽化したため、本申請地に保育所を新築するために、転用しようとするものです。申請地は、●●地区として昭和39年度から41年度にかけて実施された●●地区土地改良事業により整備された第1種農地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、県道●●線、●●小学校に接し現在の保育所からも近い本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の6第1号、公益性が高いと認められる事業として「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の11ページ及び資料3の5ページも併せてご覧ください。

1番の案件について説明致します。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は●●町の父親の実家に居住しています。この度、現在の住居では手狭になったため、父親の所有する本申請地に住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として、昭和44年から昭和50年にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適切な土地もないことからやむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不

許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは、除外見込みで、建築許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

続いて2番の案件について説明します。資料3の6ページをご覧ください。●●氏によります、宅地拡張への転用事案です。

●●氏は、●●町に居住しています。

この度、自宅前の農地を倉庫及び作業場、宅地への進入路とするため、転用するものです。

申請地は、広島大学の南西、約2.5キロメートルに位置する、「おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地」に該当する第1種農地です。

周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地も無いことから、やむなく譲受人の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で拡張に係わる部分の敷地の面積が既存の敷地の面積を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて3番の案件について説明します。資料3の7ページをご覧ください。●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、●●町に居住しています。

この度、現在の住居区では手狭になったため、祖父の所有する本申請地に住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、広島大学の北1.5キロメートルに位置する、「おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地」に該当する第1種農地です。周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、建築許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

以上説明しました3件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積

であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問しました。以上です。

北広島町農業委員会 北広島町農業委員会です。資料1の13ページ及び資料3の8ページをご覧ください。1番の案件について説明します。

●●氏によります、貸し駐車場への転用案件です。●●氏は、●●町に居住し、僧侶として寺院を営んでいます。

この度、定期に行われる寺院行事の際の駐車場として申請地を取得し、駐車場に転用し、代表を務める寺院に貸し付けしようというものです。申請地は、北広島町の北部、北広島町役場芸北支所から北へ約5キロメートル、県道11号線に近い第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長 以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法5条の規定に基づき庄原市農業委員会から諮問があり、先ほど庄原市農業委員会より説明のありました転用案件について、●●常任議員と神石高原町農業委員会の●●会長に、10月8日、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。その調査報告を、●●常任議員さんからお願いいたします。

●● 失礼します。資料4をお開き下さい。

会議員 庄原市農業委員会より諮問されました案件について、平成21年10月8日午後1時集合いたしまして調査員といたしまして、神石高原町●●会長、私、立会人といたしまして庄原市農業委員会の●●職務代理と事務局職員の方々、また農業会議から●●事務局長、●●主任。

調査方法といたしまして庄原農業委員会より概要の説明を受けた後、現地の調査を実施致しました。

転用理由といたしましては、財団法人●●の保育所の経営、理事長の●●氏

より●●保育所の定員24名、現在の園児数が50名の老朽化による建て替えが必要となった為です。新たに保育所は定員を60名と申請し、この申請地に建設をしようとするものでございます。

申請地は庄原市●●町●●の●●氏のほ場と●●の●●氏のほ場で計2337㎡のほ場をこの保育所を建設しようとしております。

このほ場は昭和39年から41年にかけて実施された土地改良事業により整備された1種農地でございます。

土地の選定理由としては、周辺には第1種農地ばかりではあるが、JR芸備●●駅から東へ約200m離れ、四方を県道、小学校の進入路、農道、水路四方を囲まれ、隣に市立●●小学校に近いことから保護者の送迎、云々の利便性があり、ここを選定されました。

転用計画の妥当性については、●●地区の唯一の保育施設であり将来的にも住民生活上必要な施設であるということ、施設の内容は、園舎、園庭690㎡、駐車場23区画で、転用面積とも妥当と認められます。

被害防除計画面から見ても周辺農地に悪影響を生じる恐れもないと認められます。

この施設に対しては庄原市の児童福祉施設補助事業により国等の助成を受け建設される計画であり、実効性も認められます。

以上の事を踏まえまして、私の現地調査の結果は妥当と認めます。

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて75件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(質疑なし)

議 長

ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員	異議なし
議 長	異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。
議 長	審議事項につきましては、以上で終了しました。 それでは、続きまして報告事項に移ります。 県及び農業委員会職員の方々には、お時間がございましたら引き続きお聞きいただければと思います。 なお、次回の常任会議員会議は11月18日水曜日の午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。 それでは、報告事項といたしまして、12月3日、東京の九段会館で行われます「平成21年度全国農業委員会会長代表者集会」のスケジュールにつきまして、事務局より説明いたします。
事務局	(議案14ページから19ページについて説明する)
議 長	ただ今の説明につきまして、ご意見がございましたお願いいたします。 (質疑なし)
議 長	ないようですので以上で報告事項を終わります。 ここで、公務の都合で、退席させていただきますので、以後の議事進行を●●副会長にお願いいたします。
●●副会長	それでは、私の方で進行をさせていただきます。 報告事項に続きまして、情報交換に移ります。 今回の情報交換のテーマを「耕作放棄地再生利用緊急対策の実施状況について」として、土地改良団体連合会事業部の●●次長さんからご発表いただいた

後、意見交換を行っていただきたいと思います。それでは、お願いいたします。

土改連

(資料6について発表する)

●●

議 長

ありがとうございました。

ただ今のお話をお聞きいただいて、何かがご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

●●

会議員

●●です。再生済みでも許可が要件にあてはまると言われたのですが、2ヶ月前に私の所で「農地を買いたい」ということで申請が出て、おそらく山になっているんだろうと見に行った所、自分で重機を借りてきて、そこを整備して申請が出てきました。このような例は今の事業にあてはまるでしょうか。

土改連

耕作をされる方は、農地の所有者では駄目です。

●●

再生は自分でやられても大丈夫です。再生される方は、農地の所有者でも、別の人であってもいいわけです。

議 長

ご発言ありがとうございました。

そのほかに、各市町や関係機関からご紹介いただける活動などがございましたらお願いいたします。

(発言なし)

議 長

それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局

(次回の情報交換について説明する)

議 長

事務局が説明しました理由により、次回は情報交換を行わない事でよろしいで

しょうか。

皆様のご意見をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

無いようでございますので、来月は、情報交換を行わない事いたします。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

(発言なし)

議 長

最後に、次回の常任会議員会議は、11月18日 水曜日午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしくお願いします。これをもちまして、本日の会議を終了いたします。会議員の方々には、大変ご苦勞さまでした。

【終了】